

議案第 57 号

さいたま市学校災害救済給付金条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市学校災害救済給付金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市学校災害救済給付金条例の一部を改正する条例

さいたま市学校災害救済給付金条例（平成 13 年さいたま市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>第 6 条の 4</u> に規定する里親をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>第 6 条の 4 第 1 項</u> に規定する里親をいう。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。